

第4回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年12月22日（火）13：30～

場所：KKRホテル熊本 2階「城彩」

開会時間 13時30分

終了時間 15時00分

○出席委員等（24名）

会 長 桑 原 隆 広

副 会 長 上 野 眞 也

委 員 竹 原 孝 昭 江 藤 正 行 上 村 恵 一

牧 野 光 明 戸 内 敏 赤 星 香世子

崎 元 達 郎 林 美 貴 岩 永 則 勝

植 村 米 子 大久保 太 郎 大 澤 一 史

織 田 幹 夫 新 立 順 子 堀 義 徳

南 景 子 村 上 一 也 森 日 出 輝

森 徳 和 米 村 昌 昭 檜 木 野 史 貴

池 部 正 剛

オブザーバー

塩 塚 誠 二 柴 田 保 隆

○欠席委員等（4名）

中 尾 保 徳 吉 村 一 郎 喜 安 和 秀

祐 名 三 佐 男

第4回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年12月22日（火）13：30～

場所：KKRホテル熊本 2階「城彩」

会 議 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 熊本市における行政区画の編成について

(2) 熊本市における区役所の位置について

4 その他

5 閉 会

開始 13 : 30

司会

それでは定刻になりましたので第4回 熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日はご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会議次第」「席次表及び出席者名簿」表裏になっているかと思います。それと冊子で「審議会における質問関係資料」「会議資料」「市有施設等図面関係資料」「行政区画の編成たたき台資料」5区案と6区案の物がございます。「公民館所管区域図及び区役所の位置たたき台資料」でございます。それと各種地図関係の以上8種類の資料を配布いたしております。不足等がございましたら事務局までお申しつけいただきますようよろしくお願い申し上げます。ご確認ありがとうございます。それでは、お手元に配布いたしております会議次第に従いまして進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして桑原会長からご挨拶をお願いいたします。

桑原会長

皆さんこんにちは。第4回になりますけれども、熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきますと思います。前回皆様方にこの審議会の議論の基準となります区割りと区役所の位置についての考え方・基準というものについてご了承いただきまして、前回の最後に私の方から事務局に、この基準を基に区割りの案と区役所の位置について「たたき台」を示してほしいということで、お願いをいたしました。今日既に皆様のお手元にもその案が配布されていると思いますが、本日はそれを中心に審議していきたいというふうに思います。

若干の結果を申し上げますと、私の方からは事務局に1つの案として審議会に出してもらえないかというお話を申し上げました。しかしながら事務局の方ではこれまでの審議会の議論、あるいはいろんな地域からのご要望、そういったことを踏まえたと2つの案を示させていただきたいというお話がありまして、私としましても事務局のお仕事はそこまでということで、後はこの2つの案「たたき台」ということになっておりますが、これを皆さんで議論していただいて、最終的にはこれを1つの素案として市民の皆さんに示すというようなことにしようかということで、今日は皆さんのところには区割りと区役所の位置についての2種類の案が出ていますが、これをまさにたたき台として、審議していきたいと思っております。

若干今後の日程のことを申しますと、これは第1回目に事務局からご説明がありましたけれども、この審議会でなんとか素案というものを皆さんのご理解が得られまして取りまとめることができましたら、今度はそれを市民の皆様に見ていただく、事務局では市内で何箇所も説明会を開く、もう片方ではパブリックコメントという形で市民の皆さんのご意見をお伺いすると、それを踏まえましてもう1回審議会で最終的な案の確定に向けて議論

していくと、そういう段取りになっております。で、そのパブリックコメントと市民への説明会につきましては、最低でも1ヶ月くらいはかかるという事務局の話ですので、そうした日程もご勘案のうえ、この審議会で議論を進めていただけたらというふうに思っております。本日はそうしたことを皆さんにお願いしたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

司会

ありがとうございました。それでは早速議事に入ってまいりますが、熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定により「会長が会議の議長となる」となっておりますので、ここからの進行を桑原会長にお願いいたします。

会長

それでは審議に入ります前にまず会議の成立につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

事務局の平塚と申します。本日は委員28名のうち24名の委員の皆様のご出席、オブザーバーとして2名の方にもご出席をいただいております。従いまして熊本市行政区画等審議会要綱第5条第2項の規定により本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

会長

ただ今事務局からご報告がありましたように本日の会議は成立しているとういことでございますので議事に入りたいと思います。

本日の議題につきましては、お手元の会議次第にかかげてありますように1番が「熊本市における行政区画の編成について」、2番が「区役所の位置について」ということになっております。ただし、本題に入ります前に、前回の審議会で委員の皆様方からいろいろとご質問があった事項について事務局で回答を準備しておりますのでまずその回答について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

事務局

前回のご回答をいたします前に第3回の審議会以降、各地域より区の編成等に関します要望書や陳情書の提出がっておりますので皆様のお手元に取りまとめて配布させていただいております。その用紙につきまして要点のみご説明をさせていただきたいと思います。まず、当審議会宛てには昨日、花園校区と城西校区の自治協議会から要望書が出されておりました、同様の趣旨の要望が市長宛て、熊本市議会議長宛てにも提出されております。その要点でございますけれども、記載されておりますように「花園、城西校区並びに池田

校区は一新校区並びに壺川校区、城東校区と同一の行政区に編成していただきますように要望します。」という内容でございます。その理由といたしまして、大正10年6月の合併以来この両校区は一新、城東等と一緒に発展していったという歴史的経緯がございますのでこれを考慮してそういう区の編成をしていただきたいという要望でございます。続きまして、本日でございます。本日の1時に富合町のまちづくりを考える会の方から会長宛てに要望が出されております。要望の趣旨は一番最後のところでございます。「城南、富合2町における小さな区割ではなく、概ね10万人から15万人の区割りに沿って旧熊本市を含めた広い地域による区割りを要望いたします。」という趣旨でございます。それから他の要望と一緒にございましたのでお手元に写しは配布いたしておりませんが、12月3日に熊本市長宛てに西部地区の小島校区の自治会長さんから西部市民センターを区役所にしてほしいという要望が出されております。次に12月15日に熊本市議会議長宛てに要望書が2通出されまして、この内容につきましては、同日開かれました政令指定都市を実現する特別委員会の冒頭にそれぞれの趣旨説明があったところでございます。まず、旧北部町の区割りに関する陳情書でございますけれども、ご要望の趣旨は2枚の裏面の方でございます。前回も当審議会に要望を出されておりますけれども、前回の要望と変わっておりますところは2頁の4行以下でございます。「植木町役場を利用する行政区に旧北部町民が入れられるならば交通アクセスも悪く」というくだりでございまして「住民サービスに大変支障があるのではないかと大変危惧いたしております。」という内容になっております。続きまして、同じく城南町から要望が行なわれております。これも熊本市議会議長宛てでございますが、前回の要望と変わっておりますのは中程でございます。「幸い」のところの3行下でございます。「さらには城南町に大区役所を設置いただきますならば」ということで前回は城南と富合で1つの区を作ってほしいという要望でございましたけれども、今回は城南町に区役所を設置してほしいという要望が加わっております。陳情、要望については以上でございます。

引き続きまして、前回委員の皆様からご質問があつて点につきまして、資料を作っておりますのでその資料に基づきましてご説明させていただきます。失礼してこれから着座でご説明させていただきますと思います。「第3回行政区画等審議会における質問関係資料」という資料をお開きいただきたいと思います。まず、1頁でございますが、区役所で出来る、あるいは出張所で出来る利用者のイメージというのがわからないというご質問がございまして、イメージ図を作ったところでございます。このイメージ図でいきますとC区という区に自宅があつて勤務先がA区、よく利用されるショッピングセンターがB区にあるというのを想定したところでございます。まず、ご自宅からではC区役所のサービスを受けることもできますし、B区役所の出張所のサービスも受けられることができるということでございます。また、勤務先からお昼休みとか勤務時間外にその所属する区役所に行くこともできますし、お買物のついでにB区役所に行くこともできるというようなイメージ図を作ったところでございます。区役所で出来る業務、出張所で出来る業務につきまして

は、後ほどご説明させていただきたいと思います。

続きまして2頁をお願いします。「区役所はこんな時に利用します」という資料を付けさせていただきます。一般の市民の皆様は、それぞれの人生の節目節目で市役所をご利用になられると思いますけれども、政令指定都市になりまして区役所ができますというような時にこういうサービスが受けられるということでございます。引っ越しをされた時、結婚をされた時、子供さんが生まれた時、成人を迎えられた時、会社などを退職された時あるいは70歳になられた時、さらには介護サービスが必要になった時というような時にここに記載してありますようなサービスが区役所で受けられるということでございます。さらに一番下でございますけれども、障がいのある方の場合、福祉サービスのほとんどが区役所で受けられるということでございます。具体的な事務につきまして、3頁以降要点のみご説明させていただきます。まずこの表でございますけれども、現在市役所で受けられサービス、総合支所で受けられるサービス、市民センターで受けられるサービスをそれぞれ●を付けさせていただきますけれども、区役所ができた場合、特に市役所で受けられる業務が最寄りの区役所で受けられるというところに網をかけさせていただいております。主な項目のみについてご説明いたします。戸籍住民票関係では外国人登録でございますとか、交通事故の相談、こういうのが区役所で受けられるということでございます。さらに国民健康保険料や福祉関係でございますと、まずは市営墓地の使用許可、さらには国民健康保険の納付相談、災害援護資金の貸し付け申請等が区役所で受けられますし、先ほど申し上げましたけれども、福祉サービスのほとんどが区役所で受けられるということで、3頁の下段から4頁の上段に掛けて受けられます障がい者への福祉サービスがここに記載をしているところでございます。(3)の市税関係でございますけれども、市税関係では個人市民税の申告書の受付に関すること、さらには納付相談に関すること。これが現在では市役所のみでしか受付が出来ていなかったわけでございますけれども、これ以降の業務が区役所でも受付られるということでございます。5頁をお願いいたします。環境・産業部門でございますけれども、本市の環境保全局の方でやっております花苗の生産配布でございますとか記念樹の配布、こういうのが区役所で受けられるということでございます。さらには、畜産団体の育成及び連絡調整、こういう業務も区役所で受けられるということでございます。また土木関係でございますけれども、公園の使用許可、あるいは土木センターに対する要望、こういうのが区役所で受けられるということでございます。市民生活関係でございますと町内自治会や校区自治協議会に関すること、あるいは一番下の行でございますけれども、市の境界及び行政区域の相談、さらに教育で申しますと転居されました場合の児童生徒の就学手続きに関すること、こういう業務を区役所で行えるというふうの考えているところでございます。

続きまして6頁をお願いいたします。別の委員さんから区役所にはどれくらい的人数が配置されるのかというご質問がございました。右から2列目をご覧いただきたいと思います。他の政令指定都市の例でございますけれども、さいたま市から堺市までの3つがいわ

ゆる小区役所制を採っている政令指定都市でございまして、浜松市からは大区役所制を採っている政令指定都市でございます。小区役所制を採っておられる政令指定都市におきましては、人口等の要件で少しバラつきはございますけれども、平均をいたしますと区役所本体に140名程度の職員が配置されております。一方、大区役所制を採っておられる政令指定都市におきましては、200名程度の職員が配置されているということでございます。

続きまして7頁をお願いいたします。他の政令指定都市のいわゆる出張所がどのようなサービスをやっているかということでございますけれども、ちょうど中ほどの列でございます。「出張所機能」というのを書かせていただいておりますけれども、証明、届出両方に○が付いているかと思えます。これは現在の熊本の市民センターで行っている業務でございます。横浜市を除きまして、それ以外の政令指定都市の出張所というのは熊本の市民センターと同様のサービスを行っているところでございます。右側のサービスコーナーという名称を採っているところが多ございます。1番上の札幌市は「まちづくりセンター」という名前でございますけれども、こういうところは証明書の発行業務のみを行うところ。転居して戸籍関係は証明しか出さない。印鑑登録も証明しかサービスコーナーでは行えない、サービスは受けられないということでございます。

続きまして8頁をお願いいたします。これは会長からのご指摘でしたけれども、いわゆるコミュニティバス、区バスを運営している政令指定都市の実情はどうかということで4つの政令指定都市で区バス、コミュニティバスというものを運営されているところでございます。運営の方法には2種類ございまして、新潟市と静岡市の清水区につきましてはいわゆる額を定めて運行を委託する委託料方式でやられておりまして、それ以外の都市につきましては、いわゆる赤字を補てんする負担金、補助金方式で運営をされております。ちなみにさいたま市でございまして、だいたい年間に1億5,300万ぐらいの補助金を出されております。新潟市の場合は、委託料でございましてこれで打ちきりでございまして、これ以上赤字が出た場合は、バス会社のご負担、また営業で収益が出たらバス会社の収益ということになっております。

次に9頁をお願いいたします。政令指定都市になったらどのような事務や権限が移譲されてくるのかということで、このことにつきましては、現在熊本県と市でそれぞれ推進本部を作りましてお互いに事務移譲の協議を進めているところでございます。10月27日現在でまとめた段階では、340の事務、これをもとに協議を進めているところでございます。主なものについては、次の頁でご説明させていただきます。ここで4種類に分けておりますけれども、法令の必須というのは法律で政令指定都市が行うこととされている事務でございまして、これは必ず移譲されてくる事務でございます。主なものとしたしましては、国道道の管理、国道は国が直轄で管理しております国道3号、国道57号、植木の208号以外の国道と県道の全てでございまして。さらには、県費負担金職員の任免及び給与の決定に関すること、これらが政令指定都市の必須事務の中の主な事務でございます。

次に法令任意事務、これはどちらがやってもいいという事務でございまして、その代表的な例は1番下でございます。「一級河川（指定区間内）」というふうに書かれております。これも国道と同じで、国が直轄している部分がございます。白川で申しますと、小碓橋から上流は県が管理されておりますので、この一級河川さらには二級河川全ての管理に関する事務が法令の任意で県が行なっても政令指定都市が行なってもいい業務でございます。次に要綱通知で政令指定都市が行うこと、もしくは行うことができるとされている事務がございます。4つ例を出しておりますけれども、上から3つはこの要綱で必須となっており、政令指定都市が行うこととされている事務でございます。主なものは療育手帳の交付に関する事務等でございます。この要綱でも任意となっておりますのが、連続立体交差に関する事務でございます。次に事務処理特例条例等、熊本県の方で県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例というのを設置されておまして、これは政令指定都市以外の市でも受けることができる業務でございます。代表的な例は、下から3番目のパスポートの申請受付、さらには農地転用等の許可に関する事務、このようなものが代表的な例でございます。このような事務を中心に県と市で協議を行っているところでございまして、次の11頁でございます。約1年を掛けましてこの協議をやりまして、来年の中頃に基本協定を締結し、その後、事務引き継ぎのための人事交流等を含めました実質的に引き継ぎ事務に入っていきたいというふうに考えておまして、24年3月末には知事と市長で事務引き継ぎの調印を行いたいというふうに考えております。前回のご質問に対してのご回答は以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今事務局から回答がありました件につきまして、何か委員の皆さんから何かご意見やご質問はありませんでしょうか？

（特になし）

会長

それでは前回のご質問につきましては、以上のとおりとさせていただきます、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日の議題は、最初にお話したとおり行政区画の編成についてと区役所の位置についてということですが、両方とも非常に密接に関連している議題ですので、一括して審議をしていきたいというふうに思います。お手元の会議資料に前回皆さんにご検討いただき、ご了承いただいた行政区画編成及び区役所位置の検討に当たったの基準というのが配布されておまして、2頁以降に掲げられておりますのでそういったことも参照していただきながらご説明を聞いていただきたいというふうに思います。事務局にたたき台となります区割りの案と区役所の位置についての資料を準備していただきましたので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは只今会長からご案内がありました7頁までは、前回お認めいただきました基準でございますので、8頁以降でご説明させていただきたいと思います。恐れ入ります、お手元の図面の5区案と6区案と並行してご覧いただければと思います。まず、5区案についてご説明を申し上げます。ここに記載しておりますように、熊本市は熊本城を中心に同心円に広がった都市でございます、バス網のほとんどが交通センターを中心に放射状に編成されていることから、市民の皆様の利便性を考慮致しまして、中央に1つの区を設けております。中央区の周辺の東西南北に大体面積的に均等になるように4つの区を設けているところでございます。人口規模につきましては、10万を割っている西部地区のB区がございますが、概ね10万から18万人の区の人口編成となっております。面積及び地形・地物でございますけれども、前回もご説明いたしましたように、本市は中心部を東部地域に人口が集中しておりますことから、この2区をコンパクトにまとめまして25㎢と50㎢でございます。他の3区はほぼ均等に分けているところでございます。それから地形・地物につきましては、白川の小碓橋から上流区域は、消防や警察と他の管轄の分岐線としているところが多いこと、また生活圈も龍田地区と託麻地区では密接ではないということからこの境界線としております。それから地域コミュニティでございますけれども、小学校区は分断しないということを前提にしております。また中学校区、公民館の管轄区域は極力分断しないように配慮をいたしておいております。公共機関の所管区域につきましては、それぞれの所管区域が違いますので全てと整合性を図ることはできませんでしたが、一部について考慮をいたしております。その結果といたしまして分断されます中学校区は、井芹中、京陵中、竜南中、西原中、出水南中の5中学校でございます。また分断される公民館の管轄区域でございますけれども、五福公民館、東部公民館、幸田公民館の3つでございます。全部で17公民館ございますので、そのうちの3つであり、五福公民館と幸田公民館については、衆議院の1区、2区の線で分けさせていただいております。続きまして9頁でございます。6区案でございます。6区案につきましては、旧北部町並びに城南町のご要望を受けまして植木町を単独の区、さらには城南と富合で1つの区といたしております、旧熊本市域を4つに分割しているところでございます。5区案と6区案の市の中心部の分け方でございますけれども、中心部と東部の方は一緒でございます。北の方の区は、面積を考慮いたしまして池田小学校を5区案では西の方のB区に入っておりますけれども、6区案では北の方のB区に入れさせていただいております。この違いでございます。さらには西と南の方を衆議院の2区の線を中心に分割いたしました1つの区の場合でございます。人口は13万から18万でございます。なお植木の単独区が3万700人、旧富合と城南の人口は2万8,000人弱となっております。面積につきましては、このC区は金峰山系を含めますので、面積的には138㎢と若干広がっておりますけれども、その他の区につきましては中央は25でございますけれども、概ね50から60というふうにだいたい均一的な面積となっております。続きまして公共機関の所管区域で

ざいます。これはご案内のとおり植木町は衆議院3区でございまして、城南町と旧富合町は4区となっております。さらに熊本1、2区をできるだけ分断しないようにしておりますので、いわゆる投開票事務、前回もご説明いたしましたけれども、政令指定都市になりますと選挙管理委員会が各区に置かれることになるということで、衆議院選挙に関しましてはメリットがあらうかと思っております。分断される中学校は5区案と一緒にございしますが、分断される公民館につきましては、花園公民館が池田、花園、城西で一つの管轄を持っております。これは面積を均等にするため、あるいは人口を均等にするために池田小学校区をここでいいますB区、清水、高平と同じ区域に入れましたことから花園公民館がさらに一つ増えているというような状況でございます。

続きまして、区役所の位置につきましてご説明を申し上げたいと思います。資料の10頁、11頁でございます。図面といたしましては、A2の広い図面をお手元にお配りしているかと思えます。まず、前回お決めいただきました区役所の位置の基準につきまして、その全ての条件を満たしておりますのが10頁の黒枠の部分でございます。市役所の本庁舎、北部総合支所、富合総合支所、城南と植木の両町役場でございます。既存施設を有効に活用するという考えでございまして、5区案で申しますとA区役所が植木町役場、B区役所が西部市民センター、C区役所が熊本市役所、D区役所は税務大学の熊本研修所、E区役所は富合総合支所を区役所の位置の第一候補とさせていただいております。どのぐらいの費用がかかるかということでございすけれども、まず西部市民センターは敷地的には十分持っておりますので建設費のみでよさそうございまして、約14億ぐらいを見込んでいますところとございす。続きまして東部地区でございすけれども、D区でございすますが、こちらは既存施設の中で基準を満たす市有施設がございせんので、新たな用地購入が必要でございまして、用地購入に約7億6千万、区役所の新設につきましては15億強を見込んでおりまして、合計37億強円を見込んでいますところとございす。出張所の体制でございすますが、出張所は現行の市民センターの機能で維持ができます。ただ課題でございすけれども、6区案に比べ区役所から遠い地域が出てくることが課題として上がらうかと思えます。6区案でございすけれども、まず5区案のA区を植木単独とし、北部、清水、龍田を1つの区とした案でございまして、当該地域にございすのは、北部総合支所と清水市民センターでございすけれども、北部総合支所は地理的にかなり外れにございすので清水市民センター。ただ、ここに作りますとすぐそばに北保健福祉センターがありますので、ここの建設は約3,000㎡で済むということでございす。C区役所は5区案と同じ西部市民センター、D区役所も5区案と同じ市役所、E区役所につきましても税務大学校、F区では城南の町役場を区役所の位置の第一候補というふうにさせていただいております。これでいきますと5区案に比べまして、清水センターの建設約10億円が増ということになっております。課題といたしましては、やはりどうしても3万、2万8千という小さな区を作りますと職員の体制が非効率となります。第3回のご質問の時に答えしました堺市の美原区は、人口3万8千の区でございすけれども、ここ

に８９名の職員が小区役所でいらっしゃいますので、大区役所を目指す本市といたしましては、１００程度の職員が必要ではなかろうかというふうに考えているところでございます。ただ、Ｃ区以外の４区の面積はほぼ均等でありますことから、この４区につきましては、きめ細やかなサービスが提供できるのではないかというふうメリットがございます。

最後になりましたけれども１２頁でございます。区役所ができ、出張所ができましたらどのようなサービスが可能かということでございまして、５区の場合は先ほど申しましたように、現在の市民センターで行っております業務のほとんどが、できるのではなかろうかというふうに考えております。６区になりますと配置できる職員の限りがございまして、証明書等の発行業務ということになろうかというふうに考えております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。ただいまご説明がありました「たたき台」事務局の方で、これまでこの審議会の審議の内容、あるいは地域からの要望を考慮して作成したということであります。

この審議会の当面の役目というのは、最初のご挨拶で申しましたように、この２つの案をたたき台にしながら、１つの案に集約していく、それを審議会の素案という形にして、市民の皆さんに見ていただく、ご意見を出していただくということになります。

本日は、今説明がありました２つのたたき台の案につきまして、皆さん方ご質問あるいはご意見をご自由に出していただきまして、そしてそれをベースに私としましては、次回にそれを集約する作業を行いたいと思っております。それでよろしければ、これからディスカッションに入りたいと思います。ただいまの事務局の説明あるいはこの２つの案につきまして委員の皆さんから忌憚のないご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

はい、牧野委員。

牧野委員

植木の牧野でございます。植木町は単独の区を望んでいないということでございます。１点目は合併したからには熊本市域と一体となったまちづくりが必要ではないかと思っております。２点目は地形的にいつでも国道３号線が貫通しており、市街地も隣接するなどほぼ一体化していると思っております。３点目は市全体の均衡ある発展のためには、区の人口はある程度の規模が必要であると思っておりますし、植木町の人口は約３万でありますし、他の都市と比べても少ないというふうに思っております。このようなことを思いまして、以上のことから熊本市域と融和した区割りをぜひお願いしたいと思っております。

会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい竹原委員。

竹原委員

最初の段階で言ったんですけれども、皆さん、この問題はものすごくこの審議会は慎重に審議をしていただきたいと思います。で、前回一番大事な人口要件ですな、10万から15万でしたでしょ。それからいったらはっきり言いまして、このたたき台というのはこれは会長としてどういう取り扱いをするのかをお尋ねしたい。

会長

最初にご挨拶の時に申し上げましたように、私は前回皆さんのご了承いただいた基準を基に、たたき台を作ってもらおうとすると答えは1つかなと思っていましたが、基準を基にかつ審議会あるいは現地視察、あるいは地域からの要望書といったものを踏まえると複数になりますというようなお話しで、それを私も初めて説明を聞いたわけです。で、今日の説明それから案を見比べますと、前回の基準より少しズレるものもあるかというふうには感じています。

ただし、前回何人かの委員さんからご質問がありましたけれども、どれかの基準を最優先するのかというご質問に対しては、これが全てと律するというわけではないでしょうから、そういう意味ではいくつかの基準がありますので、それを総合的に勘案するのかなと私はお答えしたわけです。したがって事務局もその範囲で案を作っていたのかなと思います。

竹原委員

私は委員さんたちに確認をとったかなんとですけれどもね、だから当初私が言いましたでしょ、皆さんしっかりこの内容について考えてもらって、そしてそれを取りまとめてもらわんと、行ったり来たりした考え方じゃ困るんですよ。だからそれでいいのかということ。それぞれ皆さんが納得されたならいいですよ。だけど最初の話が、ちゃんとかういうことですよということでそれからスタートした。それから地形地物とかいろんなことで、それだから私が言いましたでしょ、とにかく今までよりも住民サービスの低下は絶対許しませんよと。そういう中で入るわけですから、1回1回の審議会の答えを出して、それに乗っかって積み上げていくのが、この審議会の大事な内容ではないかと思うんですがね。だからそれで皆さんたちが納得されるなら私は何も言いませんけれども、おそらく今まで1回やったことと違うような、これはまったく5案と6案を認めないではないんですよ。ただそういうことがこれまでありましたと、その中で皆さんたちが了解されて審議会が進んでいくと私は結構と思います。

会長

若干、私の考えを説明させていただきますと、前回皆さんのご了承をいただいて基準が決まりまして、で、基準に沿って作ったといわれる案が出てきてますが、その案の是非と

いいですか良し悪しを判断される際の委員の皆さんの基準というものは、前回皆さんにご了承いただいた基準だと思いますので、それに沿って議論していただければというふうに思いますが。他の委員さんいかがでしょうか。考え方としてはよろしいでしょうか。はい米村委員。

米村委員

前回15万程度という話でしたが、既存施設の活用とか、住民サービスが低下しないようにという意見もございましたので、10万から15万でたたき台を作ってくれというような意見を出しました。今日の5と6の案が出ておりますが、6は人口のばらつきがありますね。5の案ならだいたいいいんじゃないかという意見でございます。

それともう一つは、消防団職からの要望でございますが、例えば区が5区出来ましたならばそれに伴って消防署も5署作ってくれという要望でございますので、よろしくお願いします。

会長

はい、ありがとうございました。はい戸内委員。

戸内委員

城南町の戸内ですけれども、前回の区割りのたたき台の前にですね、人口規模は、一応10万人から15万人程度が目安と。そのとき会長に、はみ出ることもありますねという確認をいたしましたね。それから文言にも、地域の歴史的な経過や合併における経過などを考慮する必要があるとはっきり謳ってあるわけですね。だからそれを基にこの6区の案というものは、私は出来ているというふうに理解をしております。

会長

はい、おっしゃるようなご質問にもお答えしました。たしか目安ですので、多少はみ出ることはあるというふうな答えをしたかと思います。

はい、堀委員。

堀委員

植木町の堀でございます。これまでは市役所の出張所機関が17箇所あるということでございまして今後、合併した場合の機能は継続されるのでしょうか。また、政令指定都市の区役所が出来ましても、出先機関の継続がなされるとすれば、住民サービスはあまり変わらないんじゃないかという気がします。といいますのは区、役所までの交通アクセスが非常に問題視されておりますけれども、今までの市役所と区役所と変わらないと思います。支所においては住民の窓口サービスというのは行われているし、合併したらオンラインも

完備すれば、どこに行っても即取れる。そういうメリットも出ると思います。大区役所になっても、一般住民が利用するのは年間に1回か2回だと思うんですよ。それでこれを多く利用される方は役職についている方、会社関係の方が多いと思いますが、このような人たちは自家用車でみえるので、十分交通には耐えられるはずです。普通でなんら支障はないような気がします。予断ですが、池田町に友人がおりますが、池田町の友人は市内に出て買い物するには駐車場探すにも大変な場合がある、植木にすれば駐車場はそのままずっと入って時間短縮になり、非常に買い物がしやすいというようなことを言っております。このようなことで住民サービスや日常生活の買い物などは、非常に短縮されて便利な面もあると思います。いかがでしょうか。

会長

ありがとうございました。出先機関の出張所機能やあるいはその利用についてのご質問ですので事務局、お答えをお願いします。

事務局

会議資料の12ページに現在の市民センターで行われておりますサービスを書かせていただいております。戸籍住民印鑑証明関係でございますが、戸籍でございますと届出から、住民票でございますと同様に届出、さらに印鑑でございますと印鑑登録。こういう業務が今市民センターで行われております。こういう業務が区役所がすぐ近くにきたという場合は例外ですが、概ね市民センターを出張所と位置づけますならば、こういう業務が5区案ならばすべて出来るようになるということでございます。

6区になりますと先ほども言いましたように、区が1つ増えることになりますので、配置する職員に限りがありますことから、当然証明発行あたりの業務はできると思いますが、一部区役所に行かなければ出来ない業務というものも出てくると思います。ちなみに今のデータの言いますと、市民センターで行われている証明書の内の8割がいわゆる印鑑証明書でありますとか、住民票というような業務でございます。

会長

はい、これは過去にも何度か議論になりましたが、区役所から不便な地域につきましては、出張所等について配慮していくという基本的なお考えということによろしいですね。はい、上村委員

上村委員

区役所は限られて5つないし6つの案が出ておりますけれども、したがって、出先機関の設置というのが非常に住民サービス面の確保からして重要な一つのポイントになりはしないかと考えております。それで1点目の質問については、出先機関の設置については、

どのようなことを基準にして設置をされるのか。そしてまた機能について、ここに書かれている提示案では今の市民センターと同等の機能のようですけれども、それでことたりるような地域であればそれでもいいと思いますけれども、例えば農業を中心とした一次産業が盛んなところについては、わざわざ遠い区役所まで行かないとその手続き等が出来ないような地域も出てくるんじゃないかと思います。したがって出先機関の機能については、確実的でなものでなくして、その地域の実態に応じた機能をつけるようにしてほしいということでございますけれども、事務局の考えをお伺いしたいと思います。

会長

はい、それでは事務局、今のお考えをお願いします。

事務局

今、委員ご質問の出張所機能につきましては市民センターの機能をベースに考えております。

会長

はい、よろしいでしょうか。上村委員

上村委員

今言ったような、それで地域としてのうまく利便性が確保できれば、それ以上の機能はつける必要はないんですが、しかし、遠距離の区役所まで行って手続き等をしなければならぬ地域も出てくるんじゃないかと思いますので、少なくとも今の旧飽託4町の総合支所の機能は検討に値するんじゃないかと思いますので、改めてお考えをお願いします。

会長

はい、それでは改めてご回答をお願いします。

事務局

旧飽託4町にある総合支所のような機能を全ての出張所に持たせるというのは配置人員上、困難であろうと考えております。

会長

はい上村委員。

上村委員

確認のためのお尋ねでございますけれども、新しい区、市になりますと今の町の施設に

については総合支所として活用するという、これは当然のことだと思います。それと旧飽託4町の今の総合支所の取り扱いはどのようなお考えなんでしょうか。

会長

はい、事務局。今のお考えをご説明ください。

事務局

ただいま委員がおっしゃいましたように、特別遠くなるような場所を除いては、市民センター並みの機能にしたいと考えております。

会長

ということですが。

それでは江藤委員よろしいでしょうか。

江藤委員

事務局にお尋ねですが、私はずっとこの2年間、城南町、富合町、それから植木町、益城町の研究会、それから法定協にずっと今まで出てきましたが、植木地区の区役所の約束はしましたが、その他の地域周辺までという声は、いっぺんも今まで法定協あるいは研究会でなかったわけです。それからこの城南、富合の扱いの問題もそういう話はなかったんですから、この区割を当然していくならば、その議論を基にしないと、これはいつまでたっても決まらないと私は思います。確かに10万から15万という話がありました。当然、植木町役場には区役所を置くということは法定協で約束しました。しかし、この広いエリアでやるという約束はしておりません。1回もエリアの問題は、今まで法定協で1回も話しが出ていないわけです。それで植木さんに区役所をくださいということについては、区役所については法定協で私も上村委員もいましたが認めました。だからその問題をやっぱし桑原会長、ピシャッと城南町とピッシとしないと進みません。

会長

おっしゃるとおりです。ですから法定協議会、合併協議会では区役所の位置を決めただけで新しい区のエリアについては議論されていないということですね。

江藤委員

議論話しも議題もなかった。

会長

ということですね。ということですから、植木町、城南町、富合町の扱いも含めましてこの審議会で区割りの案を決めればよいということだと思います。で、今２種類の案が出ているわけですから、このたたき台をベースにこれをどう取り扱うかというのを皆さんのご議論いただいたらどうですかと。

江藤委員

例えば幅広いエリア、この５案ですか、５案で見ましたときには、法定協の植木町の区役所は撤回せないかん。５案でいった場合ですよ。それは全然約束はなかったんですよ。法定協の時はそういう話、話題にもなかったんですよ。我々はそのときは植木単独区役所を置くという認識の基でこの問題进行处理してきたわけです。

会長

ちょっとよろしいでしょうか。５区に割る案でも６区に割る案でも植木町役場は区役所の候補地としてマークが付いておりますけれども。

江藤委員

植木は区役所をやるというのは法定協でお約束していると。しかし幅広いエリアということは当時議題にも話題にもならなかったと。だから私ども法定協へ出た人は植木単独という認識の元でこれは会議を進めているわけですな。

会長

しかしそれは、合併協の協議の結果には植木単独というのは特に書いてないわけでしょ。

江藤委員

それだったらですね、植木に区役所の了解はしなかったですよ。それは初めからやっぱり議論のたたき台をしないとこれは進みませんよ。私どもは熊本市議会においてそういう約束を現実化しておるんですよ。

会長

植木単独ということで。

江藤委員

植木には区役所をやりますと。しかしこの幅広いエリアでというのは誰も認識しておりません。この議論をピシャとしてくださいよ。

会長

今のようなご意見ですが、私は合併協議会の合意事項である植木町役場に区役所を置くということについては、5区の場合でも6区の場合でもその要件を満たしていると。あとはそれを前提に、北の熊本市の北部の地域でどういう区割りをするかということについては、この審議会で委員の皆さんのご意見に基づいて決めればよいと思っておりますが、他の委員さんいかがでしょうか。

竹原委員

だからさっき言いましたでしょ。元に戻ったらいかんというのは、このあいだ決めたことは決めたことでやるのか、それとも人口要件もそれなりに緩和してやるのかということですね。最初ぼくがこの区割審議会に入るときに言いましたでしょ。この区割審議会の前に合併協議会、その前に任意協議会ずっとやってきてるわけでしょう。その流れの中で約束事は約束事です。そしてこの1回1回のこの会議が、審議会が積み上げたものでないとだめですよ、だから僕は言ったんですよ。じゃないと今おっしゃったようなことが何回も出てきますよ。1回1回決めたことはそれに従ってやるのか、それとも前回言いましたように人口要件がこうなったけれども、5案と6案は違いますからね。今5案の場合は、だいたい言われた10万から17万ですかねこれは。この間言ったような話で、5案は出来ている。それで6案になると、この間の話とは違いますよ。だからそれでもいいんですかということなんですよ。それでよかったら5案と6案は一緒になって審議をしましょうやとこういうことです。だから元々あったことが、先ほどから言いますように、江藤委員がおっしゃるように植木町には区役所を作りますということは絶対事実ですから、動かさない事実です。その後ずっときて前回言われたことと、それがしっかりせんと5案と6案に進めないわけですよ。だから僕はさっき言ったんですよ。

会長

わかりました。ちょっとよろしいですか、あの、竹原委員の話にさっきお答えしたんですが、私自身としては前回ここで、了承いただいた基準と比べるといかがかなというものが入っている案はあります。私はだから1つにしてほしいということを本当はお願いしたんだということが一番最初に言ったんですね。ただし、事務局から案がでてきて、これも繰り返しになりますが、ある程度の目安ということで、考えればこの2つを皆さん方に見てもらって、そして前回決めた基準に沿ってご判断していただければいいかなということで、今日事務局のたたき台なるものを出してもらったわけなんです。ですから竹原委員のおっしゃることも大変よくわかりますので、この基準をベースにして皆さんの頭に置いてもらって判断していただければ、たぶん大方のコンセンサスというのは私は出来るんじゃないかなと思います。

竹原委員

それは違う。どっちかにせななんですたい。

江藤委員

それは違う。この植木の問題の処理をせなんいかんですたい。この問題、植木とですたい、城南町とですたい。この処理をピシャっと解決せんと。

会長

としますと、植木と城南、富合の扱いについて、これから委員さんのお考えをお伺いするということによろしいでしょうか。

江藤委員

当時、事務局の記録してあるんですが、植木町には確かに私も法定協、研究会全て入ってずっときましたけれども、区役所を置くということについては了解しております。しかしこの幅広いエリアでというわがままなことを言うことはダメです。これは許されない。

会長

えーとわがままとおっしゃいますと。

江藤委員

幅広い10万、15万というのは当時、法定協の誰も認識していなかった。

赤星委員

審議会で話しをするんですよ。

江藤委員

なんですって。

会長

はい、では赤星委員

江藤委員

先生おっしゃってくださいよ。

赤星委員

江藤委員が一生懸命力説されるのはよくわかります。その植木町を役場として庁舎とし

で残すということは、私も植木町を見てすごい建物だなと、これを活用しない手はないなと思いました。ただし、皆の議論の中ではそれは合意が出来ているというか残したいなという思いはあるわけですが、どんなふうに区割りを考えるかという時には、やはり人口の関連性がずいぶん討議されて、私もやはり10万ないし20万枠の中で人口割りが一番合理的だと思います。

今日事務局が出した案も庁舎に対しては、15億円違うんでしょう。そして私は5区の方がそういう意味ではそれなりの案かなと。ただ5区でいいと言い切ってませんよ。けどそういう案だなと。それで財政的に見て5区がまた妥当かどうかというのは、まだ審議しなきゃいけないし、また、その植木町を庁舎として扱うかどうかはやはり審議会で決めることだからですね。私は最初に確認したと思いますよ。いくらいろんな話し合いがなされた、その話し合いをここで反映させることはいいことだと思うんですよ。けど決めるのは審議会だからですね。

江藤委員

何の審議会ですか。

赤星委員

この審議会で案を出して最終的には議会が決める。

竹原委員

植木町に作るということは審議会以前の問題で、その後の問題を審議会で審議すると。だから僕は意味が。

赤星委員

植木町に作るということは前提で審議会が始まっているわけではないんですよ。

竹原委員

いやいやそれは植木町に作るということは約束しているわけですから。

会長

ちょっと、おまちください。

赤星委員

約束になっているわけですね。それを前提のスタートということで、で、その中で人口のことを勘案されたわけですよ。

江藤委員

そうしますと植木に区役所を置かんでほしい、例えば6区案で言えば北部総合支所はなんら変わらない機能を持っておるわけですね。植木町よりか北部総合支所の方、旧北部町役場がほしい、それも機能は変わらんでしょう。そこを利用したほうが利便性ははるかによかですよ。利便性がですよ。そういうふうになるわけですね。しかしその前の法定協では、約束事で植木さんには植木の区役所をやるということです。15万人のエリアでは利便性、経済性を考えるなら、北部総合支所、旧北部町役場でございます。立派な区役所の機能はあるわけですから。

竹原委員

だから私がこの間言ったでしょうが。だから10万とか15万を決めるときにそれを決めずに今やっておればいいですよ。そりゃ3万の区役所5万の区役所が出来ますよ。20万の区役所もできますよという話しではなかったでしょ。

戸内委員

いや、それははみ出るとい話しだったでしょう。

会長

これは目安ですからと。

竹原委員

だからもっとしっかり議論しなければいかんですよ。だから私はそのときに言ったでしょう。一番に決めましょうと言ったら、そっから話しが出て全部流してくださいという話しになったから、そりゃはみ出てもいいですよ。けども、そんな時の状況と今違うからそれでいいんですか。だからそりゃですね今言うようにそれを決めとらんならですよ、そりゃ6案でも今話しが出て、10万とか15万とか決めたじゃないですか。だからその時に確認したでしょう。

会長

これは目安ですから多少はというふうに申し上げまして、ですから私も10万と決めたものが、2万7千とかそうゆうになるというのは、少なくとも私はあの時点では全然認識にありませんでした。で、基準を決めたわけですから、竹原委員がおっしゃるようにその基準が大きな判断材料になると私は思います。従いまして、2つの案が出ましたので、これはしょうがないので両方をたたき台にしながら、どういう案を作るということをご意見としていただければいいと思います。

江藤委員

その前に私が言う植木の区役所、城南のことをピシャっと処理せんとこれは全ていかんですよ。

会長

江藤委員のお話に私としてお答えすると、法定協で決められた植木町役場に区役所を置くということは2つの案とも満たしていますと。そして植木町単独で区を置くということについては、私は合併協議会で皆さんの頭の中にあっただのかもしれませんが、具体的なご発言とか合意事項としては承知しておりませんので、その前提でこの審議会で審議を進めれば良いと思うんですが。

江藤委員

その理屈は分かるんですけども、現在植木町は議会も執行部も生きています。3月議会もありますよ。あるいは城南町も生きています。こういうところは、どういうアクシデントを起こすか分かりませんよ。ただ、私共は議論上ここで料理をしましても私は植木、城南の問題を決めれば後はそう問題無い。ただ、法定協において、植木町に私は区役所を置くということについては約束はしましたけれども、法定協、その前の研究会でもこの幅広いエリアを下さいという議論は1回も無かった。

会長

他の委員さんのご意見もお伺いしたいんですが。

はい、林委員。

林委員

この問題は位置付けの問題だと思います。この審議会で議論することと法定協議会での内容との位置付けがどちらをどうするのかを確認して同意しないと、これは次には進められないのではないかと。

会長

それでいいですよ、法定協はもう終了しているわけです。その結果、合併の調印が行われているわけですから。その内容の位置づけとなると、その内容については、協定書という形あるいは合併協議会の議事録という形で残っているわけです。

竹原委員

だからどちらが重たいかということでしょう？

林委員

はい。その位置付けは最優先すべきではないでしょうか。

会長

それはどちらが重たいかというのは。

江藤委員

それは法定協でしょう。区割り審議会はここでいろいろしましても熊本市議会で否決されれば終わりだから。

会長

それはもちろんそうです。

江藤委員

法定協は法律に基づいてピシャッとやったんですからそれは法定協の方が重いですよ。

会長

事務局、両方の関係をどういうふうに理解されているのか、あるいは私たちにどういうことを求めておられるのかをご説明ください。

事務局

法定の合併協議会におきましては、合併の条件としてどういうことで行くかということ双方協議して、最終的には協定という形で結んでおります。従いまして、この法定協議会での協議事項、最終的に出た結論については、これは合併に当たっての約束ということでは是非捉えていただきたいと思います。そういう意味では、この植木町役場に区役所を置くということは、熊本市を植木町の約束事というような捉え方をしていただければと思います。

江藤委員

これは区役所を置くということ、それから植木町に10年間に200数十億の投資をしますということを1個ずつ約束事項で書いてあるわけです。城南町にも200何十億、合計2町で500億10年間で投資しますということをピシャッと審議で1項目ずつ770項目しているわけです。

会長

はい、林委員。

林委員

今おっしゃった、その約束事ですからとおっしゃったその中で、もう1つの項目のエリアということでは今の論点はそこだと思います。その位置付けをはっきり。

会長

法定協でも協定について事務局からご説明をお願いします。

事務局

法定協の中では、区役所を役場庁舎に置くということは結論として出しておりますが、エリアをどうするかについては、結論としては何も書いておりません。ただ、その前段の研究会という法定協に移行する前の研究会という時期がありましたけれども、その研究会の中での論議としては、エリアについて単独あるいは旧北部町、あるいは市内の清水方面までエリアに入れた中でも、植木町役場を区役所として活用することの優位性があるというような結論を研究会の時点では出しております。ただ、それはエリアをどうしなさいというような意味ではありませんので、あくまでエリアについては約束事は何もないということでございます。

会長

だそうです。

江藤委員

約束というか議論もなかったんです。話もなかった。

会長

わかりました。議論もなし、話もなし、約束事もないという前提でこの審議会は議論を進めたいと思います。

竹原委員

だからこの間の話が大事になってくるわけでしょう。これが戸内さんがおっしゃるようにはみ出ていいいだと委員長がおっしゃったということだから。

会長

それは目安と。

竹原委員

それは取り方があるでしょう。それならこういう6区案も結構ですよ。たたき台の中

で5区案、6区案両方いいですよということでやるわけでしょう？

会長

はい。

竹原委員

それでいいんですね？

会長

はい。

竹原委員

わかりました。

会長

それでは他の委員さん。

はい、岩永委員。

岩永委員

富合の岩永でございます。桑原会長にお願いですけれども、5区案と6区案について意見を言ってもいいですか？

会長

はい。

岩永委員

富合町は城南町とは歴史的、地理的、人的つながりが深く、同じ区になるということに反対をするわけではありませんが、2町だけによる小さな区を作るのについては、住民の抵抗があります。ですからこの前の審議会で承認されましたように、10万から15万の区割りに沿って隣接する熊本市を含めた広い地域による区割りを要望いたしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。

はい、戸内委員。

戸内委員

今富合の委員の方から発言がありましたけれども、確かに富合町が先行されてそして私共城南町が合併したと。植木町もそういうことで政令市になって、政令市の区割りの審議ができるのは富合町さん、植木町さん、城南町が合併をした事によって今審議委員の皆さんが審議をされているわけでしょう。そういう中で城南町はご存知のとおり、本当に合併賛成、反対で議員も全員リコールされて町長までリコールされた。結果的には収まったけれども、本当に今でも真っ二つです。そういう状態の中で、熊本市が熊本県全体を考えた時にやはり熊本市を政令市に持っていないと、熊本経済の浮揚はないとそういう話の中で城南町もその一翼を担って是非、政令市を実現してもらいたいということで一致団結して、熊本市の当時の事務局の応援をいただきながらやっとかさ合併という形になったと思います。そういう中で、この合併協議の中で先ほど話がありましたとおり、上下水道で約110億、それから図書館あるいは体育館あるいは町道整備等々について約100億、合計210億の投資を向こう10年から15年に亘ってしますと約束事を合併協議でしていただいているわけです。おそらく富合町さんも金額は定かで分かりませんが、約束事があるはずなんです。そういう中で私たち城南町が主張するのは、緑川がある中で富合町さんと城南町が一体となって、このインフラ整備等を少なくとも実施していくためには、一体となれば熊本市の経費削減にもなるのではないかなとも思う。また選挙区も先ほどから話があるように4区、次回の選挙も下益城郡ということで話が決まっているようですけれども、そういうことを考える中で、私共はこの6区案の中の城南、富合を1つということで主張をさせていただいているわけです。その中で5区案についてちょっと意見よろしいでしょうか？

会長

はい、どうぞ。

戸内委員

5区案につきましては、面積が一番広い様な感じがいたしますけれども、5区案であれば私は区役所の位置は、先達て開通した田迎木原線の御幸近辺での区役所の設置が一番妥当であろうし、また旧天明、飽田地区についてはB区の方に入っていただいたら人口もちょうど同じくらいにならないかと。そういうふうに5区案については意見を申し上げさせていただきます。

会長

ありがとうございました。他の委員さんいかがでしょうか？

はい、米村委員。

米村委員

せっかく事務局の方から５区と６区のたたき台を作っていただきましたので、今日はどちらにするかをまず決めないといつまでたってもどうどうめぐりではないかと思っているわけです。会長、そこら辺を考えて今日は一つでも解決をしてください。よろしくお願いします。

江藤委員

会長、今日は持ち帰りにしてください。

会長

最初に申しあげましたように、皆さん今日初めて両方の案をご覧になったわけですので、今日はフリートーキング的にご意見、ご質問をお伺いして、次回に皆さん方お一人おひとりのご意見をお伺いしてそれで意見を集約しようと思っておりますが、よろしいでしょうか？

(はい、との返答)

会長

ではそういうことでお願いいたします。
他の委員さん、何か。

竹原委員

皆さん方、今度までにしっかりとした意見をまとめて下さい。

江藤委員

お互い持って。明日新聞、テレビに出ますよ。

会長

はい、上野副会長。

上野副会長

今までの議論、新しく熊本市と一緒になられる地域の方々が周辺にならないように、また、できれば自らのところに区役所がくればいいとそういう真情は十分わかるものです。ただ、他方でこの新しい市が活力を持っていく、そして効率的な行政をやっていくためには、ある程度のやり方というのが当然あるわけです。そういうものの中で、人口要件というのも重要ですし、配置状況も重要だと。たくさん区を作ればもちろん区役所が欲しいと

いう者には叶うことができるわけですが、それだけの人を新たに雇用することは当然できない、あるいは場所一つとっても数十億のお金がかかっていく。こういうものを考えていくと皆さん方のそれぞれの地域への想いと全体の将来に向けた地域の発展ということを考えた時に、あまり隣同士とか近隣同士で嫌がるというようなものではない。地域の未来を考えたような全体にとって一番いい配置の議論がもう少しこの場で出来たらいいなというふうに思っております。今日はきっと議論が沸騰するのだろうと思っていました。これまでの流れの中で、区役所の位置が決まっているのは植木町、ここは尊重しなければならないということは私たちも十分承知しましたけれども、それ以外のわり方については、様々な線があり得るわけですから隣同士であっちがいい、こっちがいいと言ってもきりがありませんので、次回にはどちらかの案をほぼベースとしたような形で合意ができるような議論がここで進められたらなと期待しております。

会長

そうしましたら本日、皆さんからのたくさんのご意見、ご質問をお伺いしましたけれども、今日の議論も踏まえていただきまして。

はい、大久保委員。

大久保委員

6区案、5区案それぞれ持ち帰って考えるというお話になっていきますけれども、江藤委員がおっしゃるように植木の問題、富合、城南の問題等の経緯を考えれば6区案というのももちろんあるわけですし、それから効率性、合理性そういったものを考えれば5区案というのもあるわけですが、この①と②しかないのかというか。5区案の中でも例えば植木と旧北部、それから高平、清水、城北、麻生田とかずっと来ているわけですが、本当にこんなに広い区というのがあり得るのかと。同じ5区案でももっと違う区割りがあるのではないのかというふうに思います。そういう意味で6区案、5区案あるいは5区案の修正というようなものも考え得る話なのか、あるいはここに来たら①か②かどちらかしかないのか、どういう考え方をするのかについても会長のご意見を。

会長

会長の見解をいうより皆さん方でご議論いただければよろしいのですけれども、もちろん①か②か、5区か6区か、オールオワナッシングという議論をするつもりではありません。多少の皆さん方のコンセンサスで、この線引きはこういうふうにしてはとかそういう案が皆さんの大方の了解が得られるのであればそういうことも可能です。

はい、堀委員。

堀委員

①案と②案が出ておりますけれども、この中の考え方としまして今まで人口、経済、こういう面は出ましたけれども、交通アクセスについては皆さん全然意見が無いわけです。私が最初に申し上げましたけれども、交通につきましては、時間的な距離はこの前も発表がありましたように20分以内ぐらいの距離が適當ではないかということになっておりますので広い狭いより時間的なことも考慮に入れていただきたいと思います。それから交通アクセスが悪いということは当然でございますけれども、これにつきましては、これから町の行政で持ってバスの経路を変えるとか、道路を作るというのは今後の問題ではないかと思います。さっき副会長がおっしゃったように、ただ隣同士の問題だけではなく、行政の面での円滑化がどの付近まで取ったらうまい具合に行くかということも考慮に入れて今度の一人ひとりの意見に反映させていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。他にありませんでしょうか？

はい、林委員。

林委員

もっと早く言うべきだったんでしょうけれども、この線引きが何故ここに線引きをしたのかという根拠をもう少し詳しく知りたいところでした。さっきどなたかがおっしゃったけれども、何でここに線引きをするのかというその根拠の説明をもう少し深く。

会長

では、もう少し補足して説明することはありますか？

事務局

まず、5区案の方で説明させていただきます。5区も6区も申し上げましたように中央と東部は同じ考えですので、まず託麻と龍田を分けておりますのは地形・地物の白川でございます。それから旧河内町、芳野、花園それと旧北部を分けておりますのは、衆議院の1区2区の線でございます。ただ、池田は衆議院の1区でございますので、より衆議院の2区の線を意識したのはこの6区案でございます。ただ、6区案の方で申しますと向山、春竹、本荘ここが衆議院の1区でございます。これは市役所があります城東に密接しているという理由でここを中央に入れまして、そこを全てそれ以外の地域については衆議員の1、2区の線でございます。あちらこちら行って申し訳ございません。5区案の西と南を分けているのは南保健福祉センターの管轄区域でございまして、概ね古町から城山までは白川でございます。ただ、白川は小島と中島の間を走っております。だからこれは地形・地物を一部考慮したというところでございます。それから東の方でございますけれども、

冒頭に申しましたように、東部地区は人口が集中しておりますので、これは両案ともそうでございますけれども、中央と東をほぼ同じ人口にするために中学校区をできるだけ分断しないような形でこの線を入れさせていただいております。だいたいそういうところで境界線を引かせていただいているところでございます。

会長

よろしいでしょうか？他にいかがでしょうか？

そうしましたらご意見、ご質問をたくさんいただきましたが、今日の議論を踏まえていただいて、且つ前回皆さんで承認していただきました基準についてもしっかりと頭に置いていただきまして、次回この審議会として市民に示す区割りと区役所の位置の素案についての意見の集約を図りたいと思います。私としては28人の委員さんお一人おひとりのお考えをお聞きした上で、この審議会の意見として取りまとめたいというふうに思っておりますので次回どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、事務局から次回のスケジュール、その他についてご説明をお願いします。

事務局

次回を年明け早々申し訳ございませんけれども1月5日、13時30分に市役所の14階大ホールの方でお願いしたいというふうに考えております。それと皆様にお配りしておりますA2の広い図面でございますけれども、これにお名前が入っていると思います。次回以降も使用いたしますので、今回も回収させていただきますので、机の上にそのままお残ししてお帰りいただけたらと思います。以上でございます。

会長

この一番広い地図を置いて行ってください。それでは以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。皆様どうぞよいお年をお迎えください。

終了 15 : 00